

(平成26年3月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 12 月まで

私は、昭和 48 年 4 月に結婚してからしばらくの間、国民年金保険料を納付していなかったので、ある日、私の義父がその分を一括で納付してくれたことをはっきりと記憶している。

また、私の年金記録では、申立期間が申請免除とされているが、私の夫と義父母は保険料を納付しているにもかかわらず、私のみが免除の手続を行っているはずはない。

さらに、私が所持している国民年金手帳の昭和 49 年 3 月の国民年金印紙検認記録欄には、保険料が納付済みである旨の押印と記載が確認できる。

申立期間について、保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日の記録により昭和 48 年 4 月 23 日から同年同月 26 日までの間に「*」（以下「1 回目の払出番号」という。）及び 52 年 3 月 12 日頃に「*」（以下「2 回目の払出番号」という。）の 2 回払い出されていることが推認できるところ、申立期間のうち、49 年 3 月については、申立人の 2 回目の払出番号に係る A 市の国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び特殊台帳に申請免除と記載されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持している 1 回目の払出番号に係る国民年金手帳の昭和 49 年 3 月の国民年金印紙検認記録欄の押印及び記載内容から、申立人が当該期間の保険料を納付したものと考えるのが相当である。

2 申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 49 年 2 月までの期間及び同年 4 月から同年 12 月までの期間については、2 回目の払出番号に係る被保険者名簿及び特殊台帳により、50 年 1 月から 51 年 3 月までの保険料が 52 年 3 月 12 日に過年度納付されていることが確認できるとともに、当該納付日は 2 回目の払出番号の払出日に近い日付であることから、2 回目の払出番号に基づいて納付されたことが推認できるところ、当該納付日時点においては、48 年 4 月から 49 年 2 月までの期間及び同年 4 月から同年 12 月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であることから、申立人の義父は、当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、1 回目の払出番号と 2 回目の払出番号は、前述の過年度納付した日より後に統合（統合時期は不明）されているが、2 回目の払出番号に係る特殊台帳の摘要欄の記載から、1 回目の払出番号に係る納付記録が 2 回目の払出番号に係る被保険者名簿及び特殊台帳に転記されていることが確認できるところ、2 回目の払出番号に係る被保険者名簿及び特殊台帳には、1 回目の払出番号に係る被保険者名簿及び特殊台帳において昭和 48 年 4 月から 49 年 12 月までの期間は申請免除と記載されていたことがうかがえる事跡が見られる。

さらに、申立人及びその義父が昭和 48 年 4 月から 49 年 2 月までの期間及び同年 4 月から同年 12 月までの期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、当該期間当時の保険料の納付状況等が不明であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 49 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

九州（大分）厚生年金 事案 5051

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和36年9月30日までB社の関連会社であるA社に勤務し、同年10月1日付けで同じ関連会社であるC社に転勤した。

しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社からC社に異動した複数の同僚の供述から、申立人は、両社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により昭和36年10月1日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、A社及びC社と同様に、B社の関連会社と認められるD社からC社に異動した同僚4人については、両社に係る被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者名簿における昭和36年8月の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主と連絡が取れないことから不明であるものの、事業主が昭和 36 年 10 月 1 日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（大分）厚生年金 事案 5052

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和36年9月30日までB社の関連会社であるA社に勤務し、同年10月1日付けで同じ関連会社であるC社に転勤した。

しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社からC社に異動した複数の同僚の供述から、申立人は、両社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により昭和36年10月1日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、A社及びC社と同様に、B社の関連会社と認められるD社からC社に異動した同僚4人については、両社に係る被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者名簿における昭和36年8月の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主と連絡が取れないことから不明であるものの、事業主が昭和 36 年 10 月 1 日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和36年9月30日までB社の関連会社であるA社に勤務し、同年10月1日付けで同じ関連会社であるC社に転勤した。

しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社からC社に異動した複数の同僚の供述から、申立人は、両社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により昭和36年10月1日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、A社及びC社と同様に、B社の関連会社と認められるD社からC社に異動した同僚4人については、両社に係る被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者名簿における昭和36年8月の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主と連絡が取れないことから不明であるものの、事業主が昭和 36 年 10 月 1 日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月30日から同年4月1日まで

私は、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間において、A社（B事業所）から同社C事業所へ異動したが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人と一緒にA社（B事業所）から同社C事業所に異動したとしている同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社（B事業所）から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間当時の人事記録等の資料が無く不明であるが、申立期間において、A社（B事業所）から同社C事業所に異動した同僚が、異動先の同社C事業所において昭和40年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していること、及び複数の同僚の供述から判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B事業所）における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円と

することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見
当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5055

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は25万5,000円、同年12月3日は5万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間については、申立人の当該期間に係る申立人名義の金融機関の「取引明細照会」により確認できる賞与の振込額、B市が提供した申立人に係る「平成16年度（平成15年分）給与支払報告書（個人別明細書）」及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判

断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の「取引明細照会」及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年7月23日は25万5,000円、同年12月3日は5万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年7月23日及び同年12月3日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、同年7月23日は26万円、同年12月3日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日
② 平成 15 年 12 月 3 日
③ 平成 16 年 7 月 26 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 17 年 7 月 7 日
⑥ 平成 18 年 7 月 31 日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①及び②については、申立人の当該期間に係る申立人名義の金融機関の「お取引明細」により確認できる賞与の振込額、B市が提供した申立人に係る「平成16年度（平成15年分）給与支払報告書（個人別明細

書) 」及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の「お取引明細」及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年7月23日は26万円、同年12月3日は10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③、④、⑤及び⑥については、申立人及び当該期間当時のA社C支店の事務担当者は、「賞与は振込みであった。」と供述しているところ、前述の「お取引明細」により同社から申立人に対する当該期間に係る賞与の振込みに係る記載は無く、当該期間に係る賞与の支給を確認できない。

また、法人登記簿謄本によると、A社は平成21年9月に破産しており、申立期間③、④、⑤及び⑥当時の事業主及び破産管財人は、当時の資料を保管していないとしていることなどから、申立人の当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間③、④、⑤及び⑥について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与支給明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③、④、⑤及び⑥について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月3日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日
② 平成 15 年 12 月 3 日
③ 平成 16 年 7 月 26 日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間②については、申立人の当該期間に係る申立人名義の金融機関の「お取引明細」により確認できる賞与の振込額及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主によ

り当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、前述の「お取引明細」及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①及び③については、申立人及び当該期間当時のA社B支店の事務担当者は、「賞与は振込みであった。」と供述しているところ、前述の「お取引明細」により同社から申立人に対する当該期間に係る賞与の振込みに係る記載は無く、当該期間に係る賞与の支給を確認できない。

また、法人登記簿謄本によると、A社は平成21年9月に破産しており、申立期間①及び③当時の事業主及び破産管財人は、当時の資料を保管していないとしていることなどから、申立人の当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①及び③について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与支給明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は9万2,000円、同年12月3日は10万2,000円、16年7月26日は12万7,000円、同年12月7日は19万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間については、申立人の当該期間に係る申立人名義の金融機関の「取引明細照会」により確認できる賞与の振込額及びB市が提供した申立

人に係る「市県民税所得課税証明書（個人）」（平成 15 年分及び 16 年分）並びに当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が A 社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の「取引明細照会」及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成 15 年 7 月 23 日は 9 万 2,000 円、同年 12 月 3 日は 10 万 2,000 円、16 年 7 月 26 日は 12 万 7,000 円、同年 12 月 7 日は 19 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月7日は7万4,000円、17年7月7日は5万円、18年7月31日は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月7日
② 平成17年7月7日
③ 平成18年7月31日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間については、申立人の当該期間に係る申立人名義の金融機関の「取引明細照会」等により確認できる賞与の振込額、B市が提供した申立人に係る「平成17年度（平成16年分）給与支払報告書（個人別明細書）」及び「17年分及び18年分給与所得の源泉徴収票」並びに当該期間

における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の「取引明細照会」等及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成16年12月7日は7万4,000円、17年7月7日は5万円、18年7月31日は15万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は6万8,000円、同年12月3日は8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間については、申立人の当該期間に係る申立人名義の金融機関の「取引明細照会」により確認できる賞与の振込額、B市が提供した申立人に係る「平成16年度（平成15年分）課税台帳照会」及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から

申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の「取引明細照会」及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成 15 年 7 月 23 日は 6 万 8,000 円、同年 12 月 3 日は 8 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5061

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月7日は12万5,000円、17年7月7日は24万8,000円、18年7月31日は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月7日
② 平成17年7月7日
③ 平成18年7月31日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間については、申立人の当該期間に係る申立人名義の金融機関の「取引明細照会」により確認できる賞与の振込額、申立人が所持する平成16年分から18年分までの給与所得の源泉徴収票及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる

複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の「取引明細照会」及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成16年12月7日は12万5,000円、17年7月7日は24万8,000円、18年7月31日は15万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は20年8月31日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和2年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和19年10月1日から20年9月1日まで

私は、A社B事業所において女子挺身隊として勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

私と同様に女子挺身隊としてA社B事業所に勤務していた同僚には、同社同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録があったようである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B事業所における女子挺身隊としての勤務状況等を具体的に記憶していること、申立人が女子挺身隊として同様に勤務していたとして姓名を挙げた同僚の供述及びオンライン記録により確認できる当該同僚の同社同事業所における厚生年金保険の被保険者記録から、申立人が申立期間のうち昭和19年10月1日から20年8月30日まで、同社同事業所に勤務していたと認められる。

ところで、A社B事業所については、事業所検索簿に記載は無く、同社同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認できないものの、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の備考欄に「A社B事業所」と記載されている厚生年金保険の被保険者が多数確認できるところ、C年金事務所は、「D県庁の火災（昭和*年*月*日発生）により、当時の厚生年金保険に係る台帳は焼失している。厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には被保険者名や資格取得日等の欄に多くの空欄が見受けられるが、当該払出簿等の記録

から、申立事業所は、昭和 18 年 12 月から 20 年 9 月末までは厚生年金保険の適用事業所に該当していたものと考えられる。」と回答していることから判断すると、同社同事業所は、少なくとも、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったものと認められる。

以上の事実を前提にすると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者記号番号払出簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、火災による焼失から半世紀も経た今日において、保険者も当該被保険者名簿等の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主に、その原因がいずれかにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当ではないと言うべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、前述のとおり、申立人が申立期間当時において勤務していた事実及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除が推認できること、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが妥当である。

また、申立人の A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、前述の同僚が申立人と一緒に勤務していたことを記憶しているとして、及び当該同僚のオンライン記録により当該同僚の同被保険者資格の喪失日が昭和 20 年 8 月 31 日とされていることが確認できることから、同日とするのが妥当である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間については、前述の同僚及び A 社 B 事業所において申立人と同様に女子挺身隊として勤務していた同僚からは、当該期間における申立人の勤務実態に係る供述を得られない。

また、前述の同僚の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 20 年 8 月 31 日である上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5063

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月15日は13万8,000円、同年12月9日は14万1,000円、18年7月14日は14万7,000円、同年12月15日は14万4,000円、19年8月10日は14万7,000円、同年12月7日は15万円、20年8月18日は13万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月14日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年8月10日
⑥ 平成19年12月7日
⑦ 平成20年8月18日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間については、i) 申立人の当該期間に係る申立人の給与及び賞与の振込みがあったと推認できる預金通帳の写し、ii) 金融機関の「取引明細照会」により確認できる賞与の振込日及び振込額、iii) 当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している給与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳の写し及び「取引明細照会」並びに複数の同僚の給与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成17年7月15日は13万8,000円、同年12月9日は14万1,000円、18年7月14日は14万7,000円、同年12月15日は14万4,000円、19年8月10日は14万7,000円、同年12月7日は15万円、20年8月18日は13万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年4月30日は15万円、同年8月10日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年4月30日
④ 平成16年8月10日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間について標準賞与額の記録が無い。

申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③及び④について、B金融機関が提出した申立人に係る「お取引明細」により、申立人が当該期間においてA社から支給された賞与の支給日及び振込額が確認できる。

また、申立期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持する当該期間に係る給与支給明細書（賞与）により、賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

以上のことを踏まえると、A社から申立人に対し、申立期間③及び④に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間③及び④の標準賞与額については、平成16年4月30日

は15万円及び同年8月10日は25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①及び②について、前述の「お取引明細」により、A社から申立人に支給された賞与の振込額は申立期間①は1万円、申立期間②は18万4,000円であることが確認できるところ、当該振込額からは申立期間①及び②において申立人の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認できない。

また、A社の事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出、保険料の控除及び納付に関しては全て不明と回答しており、申立人が当該期間に支給された賞与から事業主により厚生年金保険料を控除されたことを確認できる貸金台帳等の資料を得られない。

このほか、申立期間①及び②において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

九州（熊本）国民年金 事案 2753（福岡国民年金事案 2441 及び 2446 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 4 月から同年 6 月までの期間、16 年 6 月、同年 8 月及び 17 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 4 月から同年 6 月まで
② 平成 16 年 6 月
③ 平成 16 年 8 月
④ 平成 17 年 4 月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間①については免除、申立期間②から④までについては未納と記録されていることに納得できないことから、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、年金記録の訂正は認められなかった。

私が、申立期間の保険料を納付したのは間違いなく、納得がいかないの
で、再調査の上、申立期間について保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、i) 申立人が提出した「平成 12 年度国民年金保険料納付書兼領収書」には、領収日付印が無い上、金融機関が国民年金保険料を収納する際に使用する保険料原符及び金融機関が収納したことを通知する領収済通知書も使用されないまま保管されていることから、申立期間の保険料が納付されたことを確認できないこと、ii) オンライン記録によると、申立期間を含む平成 12 年 4 月から 13 年 3 月までの期間についての免除申請を 12 年 5 月 15 日に行ったことが確認される上、仮に、免除申請前に申立期間の保険料を納付していた場合、申立期間を免除期間として認めることは考え難いほか、A 市 B 区は、「領収日付印の無い納付書兼領

収書を見て、申立期間の保険料が納付されていると説明することはあり得ない。」と回答していることなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき、23年7月7日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として「平成17年の年金加入状況のお知らせ（参考）」等を提出しているが、当該資料は、C社会保険事務所（当時）が平成18年10月20日時点で、17年に国民年金第1号被保険者期間が確認できる被保険者等を対象に、同年の年金加入状況を知らせたものであり、当該資料から申立人が申立期間①に係る保険料を納付したことは確認できない。

また、前回のA市B区の回答について同市の国民年金担当課に確認したところ、同区の回答同様、窓口において、国民年金保険料納付書兼領収書に領収日付印が無いにもかかわらず、納付されているとの説明を行うことは通常考えられない旨回答している。

- 2 申立期間②、③及び④については、i) 申立人は、当該期間に係る保険料の領収証書は保管していないが、申立期間②及び③の直前直後となる平成16年5月、同年7月及び同年9月の領収証書を保管しているところ、これら領収証書の納付月は、オンライン記録の納付月と符合している上、申立期間①及び②の直前直後の保険料は、いずれも時効間際に納付されていることが確認できること、ii) 申立期間②、③及び④は、保険料収納事務が国に一元化された14年4月以降の期間であり、納付書の作成及び収納機関からの納付済通知等について事務処理の機械化が進展していることなどを踏まえると、16年6月から17年4月までの11か月間に3回の納付記録漏れが生じることは考え難いことなどを理由として、既に福岡委員会の決定に基づき、23年7月7日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料として、平成23年3月31日付け「国民年金（厚生年金）の加入記録について（回答）」等を提出しているが、当該資料は、申立人がD年金事務所に対し、申立期間②、③及び④に係る保険料の納付記録を照会したものに対する同年金事務所からの回答であり、その回答内容において、当該期間については未納とされており、申立人が当該期間に係る保険料を納付したことを確認できる資料とは言えない。

- 3 このほかに福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年11月から43年10月まで

私が20歳になった時から結婚するまでの、申立期間の国民年金保険料については、私の次姉が、父が毎月納付していたのではないかと saying。申立期間について、保険料の納付記録が確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳になった時から結婚するまでの申立期間の国民年金保険料については、申立人の次姉が、父親が毎月納付していたのではないかと sayingと主張している。

しかしながら、オンライン記録では、申立人の国民年金の加入記録は確認できない上、日本年金機構Aブロック本部B事務センターは、申立人が申立期間の全ての期間にわたって、申立人の父親と同居していたと供述しているC町において、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらないと回答しており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の父親は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しており、当該期間に係る保険料の納付状況等が不明である上、申立人及び申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、20 歳の時から国民年金保険料を毎月金融機関で納付してきたと記憶しているにもかかわらず、年金記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていることが分かった。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳に到達した昭和 57 年*月頃に国民年金の加入手続きを行ったと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出補助簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 9 月頃に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金の被保険者資格の取得日（昭和 57 年*月*日）に係る入力処理日は 60 年 12 月 6 日であることが確認できることから、申立人が主張しているように、20 歳に到達した時点から保険料を毎月納付することはできなかつたものと考えられる。

また、オンライン記録の被保険者記録照会（備考）欄に「シヨクケンテキヨウ」と記録されていることが確認できることから、当該記録について、日本年金機構 A ブロック本部 B 事務センターは、申立期間当時において、申立人は国民年金に未加入であったため、市町村又は社会保険事務所（当時）が職権により強制被保険者として国民年金に加入させたものと考えられる旨回答している。

さらに、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（宮崎）厚生年金 事案 5065（宮崎厚生年金事案 84 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 5 日から 38 年 4 月 17 日まで

私は、申立期間について、平成 19 年 10 月に年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、事業主により代理請求がなされたものと考えられるなどとして記録訂正が認められなかった。

申立期間に係る脱退手当金については、A社から説明を受けた記憶も受給した記憶も無く、また、脱退手当金の支給対象期間について、B年金事務所からのお知らせでは61か月となっているにもかかわらず、「ねんきん特別便」では24か月となっており、相違しているのもおかしい。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの 3 年間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性 18 人について、脱退手当金の支給記録を見ると、18 人全員がその資格喪失日のほぼ 1 か月後から 3 か月後までの短期間に支給決定が行われていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされたものと考えられること、ii) 申立人に係る被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の 38 年 6 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬことなどを理由として、既に年金記録確認宮崎地方第三者委員会（当時。以下「宮崎委員会」という。）の決定に基づき、平成 20 年 8 月 20 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「前回の申立てに対して、事業主による代理請求がなされたものと考えられるとして記録訂正が認められなかったが、脱退手当金は受給していない。また、脱退手当金支給期間について、B年金事務所からのお知らせでは61か月となっているにもかかわらず、『ねんきん特別便』の記録では24か月となっており、相違しているのはおかしい。」として再申立てを行っている。

しかしながら、今回、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に昭和33年3月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している女性被保険者78人（申立人を含む。）の脱退手当金支給記録を調査したところ、i）同社において資格喪失した後、支給記録がある者は、脱退手当金の受給資格が無い者を除いて71人となっていること、ii）当該71人の支給決定日は、全員が資格喪失日の1か月後から8か月後までの間になっていること、iii）調査した女性被保険者78人のうち、連絡先が確認できる13人に照会したところ7人から回答があり、そのうち4人は同社が脱退手当金の手続を行っていた、あるいは脱退手当金の支給申請をするよう勧められた旨供述していることなどから、事業主による代理請求が行われていたものと考えられる。

また、申立人が主張している脱退手当金の支給対象期間の相違について、日本年金機構Cブロック本部D事務センターは、「ねんきん特別便」では、国民年金制度開始（昭和36年4月1日）以後の加入記録を、「年金記録のお知らせ」では、制度開始前からの加入記録を記載することとなっており、申立人の場合、「ねんきん特別便」では昭和36年4月1日から38年4月17日までの期間（24か月）が記載され、「年金記録のお知らせ」では前述の24か月と33年3月から36年3月までの期間（37か月）を合わせた61か月が記載されているものである旨回答しており、申立人に係る脱退手当金の支給対象期間そのものが異なっているものではない。

さらに、A社に申立期間当時の脱退手当金に係る取扱状況について照会したが、不明と回答しており、申立内容を裏付ける新たな事情は見当たらず、ほかに宮崎委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5066

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 1 日から 5 年 3 月 1 日まで
私は、A 社に、平成 3 年 9 月の設立と同時に入社したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に、平成 3 年 9 月の設立と同時に入社したと申し立てているところ、雇用保険の被保険者記録、同社が提出した源泉徴収簿兼賃金台帳及び申立人が提出した業務日誌により、4 年 7 月 24 日から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿により、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 5 年 3 月 1 日であることが確認できる。

また、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 5 年 3 月分の給与から厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できるものの、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（宮崎）厚生年金 事案 5067（宮崎厚生年金事案 29 及び九州（宮崎）厚生年金事案 4659 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年頃から42年1月頃まで

年金記録確認第三者委員会に対し、A社（後の、B社）に勤務していたこと並びに同社に勤務していたことを証言してもらえる同僚、知人及び元事業主の妻の姓名を思い出したことから再申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

申立期間当時、A社においてC職としてD業務に従事していたことは事実であり、同社において、厚生年金保険の加入手続も当然されていたはずである。

これまで2回の申立てにおいて記録の訂正が認められなかったが、同僚の姓を新たに思い出したため、これまでに姓名を挙げた同僚、知人等にも再調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、E事業所に勤務したとする昭和31年3月から37年12月までの期間並びにF事業所及びG事業所に勤務したとする38年1月から40年10月までの期間を申し立てしているところ、i) E事業所については、H県内にはI社及びB社という二つの厚生年金保険適用事業所が確認できる。しかし、両事業所における厚生年金保険の適用期間のうち、申立期間及びその前後の期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の姓名は無く、健康保険整理番号の欠番も無いことのほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無いこと、ii) F事業所及びG事業所については、それぞれ同県内にJ社、K社という厚生年金保険適用事業所が確認できるが、J社における厚生年金保険の適用期間中、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の姓名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。ま

た、K社は、41年8月1日に新規適用事業所となっていることが確認できるため、申立期間と一致しないことのほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無いことなどを理由として、既に年金記録確認宮崎地方第三者委員会（当時。以下「宮崎委員会」という。）の決定に基づき、平成20年5月13日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立人は、申立事業所をA社のみとし、申立期間を変更（昭和35年頃から42年1月頃までの期間に変更）した上で、同社に勤務していたことを証言してくれる同僚、知人及び元事業主の妻の姓名を思い出したとして再度申し立てているが、i) 申立人が記憶している同僚、知人及び同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、複数人から、「申立人がC職として勤務していた記憶はある。」との供述を得た。しかしながら、前述の被保険者記録が確認できる同僚のうち一人は、2年から3年の間に複数回にわたって勤務したが、A社に係る厚生年金保険の加入記録は、連続した4か月間のみである旨供述している上、回答があった全員は、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況については分からない旨供述していること、ii) 元事業主の妻は申立事業所の状況について何も記憶しておらず、申立期間当時の厚生年金保険料の控除に関する資料は残されていない旨供述していることのほか、申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、宮崎委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成25年5月16日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社においてC職としてD業務をしていたことは事実であり、同社において、厚生年金保険の加入手続も当然されていたとして、新たな同僚の姓を挙げた上で、これまでに姓名を挙げた同僚、知人等への再調査を希望し、3回目の申立てを行っている。

しかしながら、申立人が新たに同僚の姓のみを挙げているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したものの、当該同僚に該当する者は見当たらない上、申立人に係る申立期間当時の同社における勤務の実態、事業主による厚生年金保険料の給与からの控除の状況等について確認できる供述を得ることができない。

また、申立人がこれまでに姓名を挙げた同僚、知人等への再調査を希望していること、及び今回、新たな知人の姓のみを挙げていることから、このうち複数の同僚、知人等へ聴取を行ったものの、新たな供述などを得ることはできない。

このほか、申立人から新たな関連資料等は提出されておらず、ほかに宮崎委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 3 月 8 日から 16 年 2 月 1 日まで
② 平成 20 年 8 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社に平成 15 年 3 月 8 日から 20 年 8 月末までの期間において継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。

年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことが分かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により申立人のA社に係る同資格の取得日は、平成 16 年 2 月 1 日であることが確認でき、当該記録は申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している上、15 年 8 月 1 日から同年 9 月 5 日までの期間において、同社とは別の事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者記録が確認できる。

また、B市D区の回答において、申立人は、平成 15 年 4 月 4 日から 16 年 2 月 1 日までの期間は同市の国民健康保険の被保険者であったことが確認できる上、その資格喪失の理由は、「平成 16 年 2 月 1 日より社会保険加入のため」とされている。

さらに、A社の元事業主は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得する以前の期間について、給与から厚生年金保険料を控除することは無い旨供述している。

2 申立期間②について、申立人のA社における雇用保険の被保険者の離職日は平成 20 年 8 月 29 日と記録されており、オンライン記録の厚生年金保

険被保険者資格の喪失日と符合しているところ、同社に係るオンライン記録において、申立人の健康保険整理番号の直前の同僚5人について雇用保険被保険者の離職日を調査した結果、全員について厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合していることが確認できる。

また、前述の元事業主は、申立人の申立期間②における具体的な勤務状況について記憶していない旨供述している。

- 3 適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、前述の元事業主は、申立期間①及び②当時の関係資料は保管していない旨回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 8 月 1 日から 31 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 8 月 1 日から 33 年 8 月までの期間に A 社が所有する B 船舶に船員として乗り組んでいたが、船員保険の記録では 31 年 6 月 1 日が資格取得日となっている。申立期間において B 船舶に船員として乗り組んでいたのは間違いないので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用船舶所有者名簿により、A 社は既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっており、同社の申立期間当時の代表取締役は既に死亡していることから、申立人に係る同社での勤務実態や船舶所有者による船員保険料の控除についての関連資料及び供述を得ることができない。

また、A 社に係る船員保険被保険者名簿により申立期間における船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る勤務実態及び船員保険料の控除等に関する供述を得られない上、申立人が姓名を挙げた前述の同僚とは別の複数の同僚は、自身も A 社における B 船舶に船員として乗り組んでいた期間の船員保険の記録が無い旨を供述しており、同社では、申立期間当時、船員を必ずしも全ての乗船期間について船員保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳において、申立人の船員保険被保険者資格の取得日は、昭和 31 年 6 月 1 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立

人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。